

特定高度通信設備の特別償却の償却限度額の計算
に関する付表（措法44の5、68の26）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

特別償却の付表（十六） 平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定高度通信設備の区分	1	44条の5 68条の26	44条の5 68条の26	44条の5 68条の26
(機械・装置の耐用年数表の番号)	2	()	()	()
特定高度通信設備の種類等				
特定高度通信設備の名称	3			
設置した事業所等の名称	4			
取得等年月日	5	平・	平・	平・
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・
購入先	7			
取得価額	8	円	円	円
特別償却率	9	$\frac{15}{100}$	$\frac{15}{100}$	$\frac{15}{100}$
特別償却限度額 (8) × (9)	10	円	円	円
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等	実施計画の認定年月日	12	平・	平・
	事業の用に供した地域	13	() 過疎地域・離島振興対策実施地域・ 奄美群島・小笠原諸島・半島振興 対策実施地域・沖縄にある離島	() 過疎地域・離島振興対策実施地域・ 奄美群島・小笠原諸島・半島振興 対策実施地域・沖縄にある離島
	(指定告示名、告示番号) (該当番号)	14	() ()	() ()
事業の用に供した特定高度 通信設備の仕様、性能、型式 等判定上参考となる事項				

中小企業者又は中小連結法人の判定

発行済株式又は出資の 総数又は総額	15		順位	大規模法人名	株式数又は出資金の額
常時使用する従業員の数	16	人	1	21	
大規模 法の 保有 株式 割合	第1順位の株式数又は 出資金の額 (21)	17	株式 数 等 の 保 有 率 の 明 細	22	
	保有割合 $\frac{(17)}{(15)}$	18		23	
	大規模法人合計の株式 数又は出資金の額 (25)	19		24	
	保有割合 $\frac{(19)}{(15)}$	20		計 (21) + (22) + (23) + (24)	25

特別償却の付表（十六）の記載の仕方

- 1 この付表（十六）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の5《特定高度通信設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の26《特定高度通信設備の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、特定高度通信設備の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した特定高度通信設備については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「特定高度通信設備の区分1」には、措置法第44条の5又は第68条の26のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条を○で囲みます。
- 3 「特定高度通信設備の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、特定高度通信設備の種類、構造、細目等を記載します。また、その特定高度通信設備が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。
- 4 「特定高度通信設備の名称3」には、特定高度通信設備に該当する資産の名称を記載します。
- 5 「取得価額8」には、特定高度通信設備の取得価額を記載します。

ただし、その特定高度通信設備につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 6 「償却・準備金方式の区分11」は、その特定高度通信設備につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 7 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「実施計画の認定年月日12」には、電気通信基盤充
実臨時措置法第4条第1項に規定する実施計画について同条第1項の認定を受けた年月日を記載します。
 - (2) 「事業の用に供した地域13」には、特定高度通信設備を事業の用に供した地域名を（ ）内に記載し、租税特別措置法施行令第28条の8第2項各号に掲げる地域のうち該当する地域を○で囲みます。
 - (3) 「事業の用に供した特定高度通信設備の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項14」には、事業の用に供した特定高度通信設備の仕様、性能、型式等その資産が特定高度通信設備に該当するものであることを判定する上で参考となる事項をできるだけ具体的に記載するほか、（ ）内にその指定告示名、告示番号及び該当番号を、例えば「平23総務省告示第403号」、「第1号」のように記載します。
- 8 「中小企業又は中小連結法人の判定」の各欄は、その対象資産を事業の用に供した日の現況により法人の発行済株式等の状況（その法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。
 - (1) 「保有割合18」が50%以上となる場合又は「保有割合20」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、措置法第44条の5第1項（又は第68条の26第1項）の規定の適用はありませんから注意してください。
 - (2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細21～24」の各欄は、その法人の株主等のうち大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。
 - (3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますから、注意してください。